

関係各位

豊川市上下水道部水道整備課長

豊川市給水装置工事施工基準一部改定のお知らせ

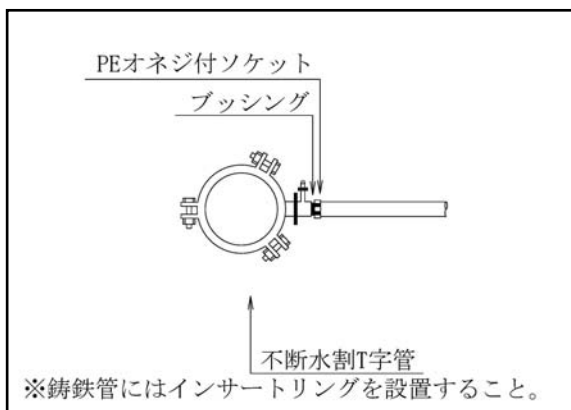
日頃、水道事業にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、豊川市給水装置工事基準を一部改定いたしますので、お知らせします。内容、移行期間につきましては下記のとおりです。

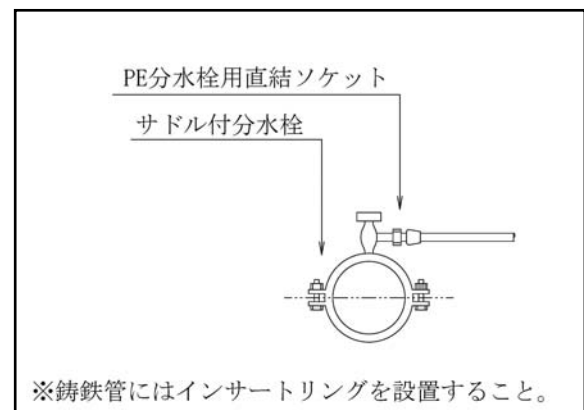
記

- 1 改定内容 給水管取出し口径 $\phi 30,40,50\text{mm}$ について、不断水割 T 字管を使用していましたが、サドル付分水栓を使用するように変更します。（下図参照）
ただし、 $\phi 50\text{mm} \times 40\text{mm}$ の分岐につきましては、原則チーズを使用した切り取り分岐とします。

○現行基準



○改定後



- 2 改定時期 平成29年10月1日
- 3 移行期間 平成29年5月1日～平成29年9月30日
- 4 暫定処置 移行期間内の給水装置の新設及び改造申請については改定前、改定後いずれの形状でも受理いたします。